

ユースソーシャルワークの可能性

—東京都教育委員会 都立学校「自立支援チーム」派遣事業 に見る現状と課題—

The Youth Social Work and Its Potential : The Status and Challenges of the “Jiritsu-Shien Team”
Dispatch Program for Tokyo Metropolitan Schools by Tokyo Metropolitan Board of Education

土屋 佳子*

TSUCHIYA, Yoshiko

【要旨】 東京都教育委員会は2016年度より、都立学校「自立支援チーム」派遣事業（以下自立支援チーム派遣事業）を施策化した。社会教育部門（地域教育支援部生涯学習課）が主管する本事業は、都立高校における不登校・中途退学対策としてユースソーシャルワーカー（以下 YSWer）を派遣し、福祉的支援と就労支援を組み合わせた相談・支援体制を構築することで、困難を抱えた生徒の孤立防止と自立への移行を目指すものである。筆者は本事業の開始当初より、統括スーパーバイザー（以下 SV）等として関与することになった。本稿は、自身の立場から、本事業の創出過程ならびに YSWer の対応内容（特に要請派遣による模擬事例）をたどり、高校段階における若者支援（ユースソーシャルワーク以下 YSW）の現状と課題の考察結果を示すものである。その結果とは①生徒指導体制の整備（予防的な支援への転換）②学校の主体化の促進（生徒を「包摂する」しくみの構築）の2点である。文末では、本事業の展望、YSW の持つ可能性についても言及したい。

※なお、本文中、YSWer による支援全般を「若者支援」と称するが、個別の対象としては「若者」を用いず、「生徒」という記述で統一する¹⁾。また、模擬事例（概要）は文部科学省が発表している資料²⁾や東京都が公表している資料、参考文献をもとに、個人を特定できないように加工し、最低限の表記にとどめたものであることをあらかじめ記しておく。

キーワード:

中途退学対策 生活・福祉的支援 就労・再就学支援 ユースワーク
ユースソーシャルワーク

1. はじめに—高等学校におけるスクールソーシャルワークの広がり

高等学校におけるスクールソーシャルワーク（以下 SSW）は、近年、急速に広がりを見せている。直近の文部科学省の調査³⁾によると、2019年にスクールソーシャルワーカー（以下 SSWer）による支援の対象となった高等学校の実数は1369校で、2012年時点での310校に比べて4倍強

* 日本社会事業大学学長室社会福祉研修センター

の伸びとなっている。「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」(以下実践事例集・文部科学省)には、高等学校の実践事例が数多く報告されるようになった。

人員面でいえば、例えば埼玉県に例をとると、2012年度に2名のSSWerで先駆的にスタートした「定時制高校生自立支援プラン」(2014年度「課題を抱える生徒の自立を支援する共助プラン」に名称変更)において、2016年度以降はSSWerを12名に増やし、県内の全定時制高校(24校)をカバーしているという⁴⁾。

また、2015年の文部科学省の委託研究事業である「多様な学習を支援する高等学校の推進事業(2015～2017年度)」に公募・採択された高等学校の中には、SSWerを活用した相談支援体制の構築や自立支援プログラムの実践を新たに進めている事例が多数あり⁵⁾、SSWの知見を活かした相談支援体制づくりへの関心がうかがえる。

一方、SSWerの効果的な活用や学校内外での相談支援体制の構築については、多くの自治体が課題として挙げている(前掲:実践事例集)。2020年5月に総務省行政評価局より出された「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査結果報告書」においても、「SSWerの専門的職務及び具体的な役割に関する教委及び学校の理解不足が原因となって活用に課題がある事例等がみられた」と指摘されている。

筆者は、自立支援チーム派遣事業の立ち上げ時から参画する機会を得ることとなり、開始時より統括スーパーバイザー(以下SV)、支援方針会議委員を拝命し、研修プログラム策定・実施にも関与している。事業開始当初は、教員や学校が困難を抱える生徒や保護者への対応に苦慮し、結果として課題を抱え込んでしまう事例や、課題の背景を考慮せず(できず)、生徒自身の課題として直接指導を行う、もしくは家庭の問題だから学校は介入できない(しない)という対応例に突き当たることもあった。しかしこの間、YSWerが学校現場へと浸透するに従い、多彩な若者支援(YSW)が展開されるようになっていく。

本稿では、自立支援チーム派遣事業の創出過程やYSWerの支援事例、特に要請派遣型での対応事例(概要)を取り上げ、試行錯誤する中で見えてきた課題や展望について示していくことにしたい。

2. 自立支援チーム派遣事業の実施にあたって

(1) 先行事業と施策化の経緯

自立支援チーム派遣事業施策化のきっかけとなったのは、東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課(以下生涯学習課)が行った「都立高校中途退学者等追跡調査」(以下中退者調査)である。同課の社会教育主事(当時)であった梶野(2017)によれば、2012年に出された「都立高校改革推進計画・第一次実施計画」(以下推進計画)において「若者の再チャレンジ」が打ち出されたことにより、中退者調査を実施することになった。その結果を受け、翌年の2013年から3か年計画で「都立高校における中途退学者等未然防止モデル事業」(以下モデル事業)の実施に至ったという。

生涯学習課がモデル事業で目指したのは、中途退学の未然防止、在学中の進路決定支援、中途退学者への対応(退学後の進路や生活の相談、地域資源へのつなぎ等)であった。調査の結果を受け、生涯学習課では都立高校10校を対象に、若者支援に実績のあるNPOと連携し、訪問支

援員（外部人材）を派遣し生徒との面談などを通じて中途退学未然防止や進路決定にかかる支援を実施した（2013～2015年度「都立高校生の社会的・職業的自立をめざす進路支援事業」）。この3年間のモデル事業の中で、学校側が外部人材及び資源との連携・受け入れに消極的である点が課題として浮かび上がってきた。

その解決のためには、外部との連携を担い、業務の運営・管理に従事する専門家の明確な位置づけ（専門家の身分の明確化）が必要となった。課では、内閣府が提案していた「ユースアドバイザー（以下YA）」の役割に近いということからこの呼称を用いることとし、モデル事業終了後の2016年度からの本格的な事業実施の準備のために、YA 3名を先行して採用することになった。

YAには学校内外をつなぐコーディネーターとしての役割が期待され、現に在学中の進路決定支援については、校内の進路指導部の担当教員との連携（役割分担）が図られるなど、一定の効果が得られた。しかし、中途退学へと至る要因である単位不足（欠時と呼ばれる）については、学習指導そのものに関わる問題であるとともに、最終的には単位認定権が学校長に与えられていることから、教員ではないYAが関与することには困難が生じた。これはつまり、早い段階からの介入の難しさと、中途退学が決定した場合における事後相談への接続の途絶を示してもいた。

モデル事業での課題を受けて、生涯学習課では学校組織への効果的なアプローチを考えることになる。「子供の貧困対策に関する大綱」や「チーム学校」(中央教育審議会答申)などで必要性が指摘され、すでに全国展開されていたSSWer活用事業における支援方法等の知見とも照らし合わせたところ、さらなる事業展開のためには①中途退学の未然防止には学校内での調整が必須②中途退学者への対応には地域資源との接続が必須、という観点が導き出された。①②に対応するためには、YAだけでなく、SSWerのような人材が必要なのは明らかであった。

生涯学習課では、都立学校教育部および指導部との連携によって自立支援チーム派遣事業を施策化した。ソーシャルワーク（以下SW）の観点を学校組織へのアプローチに組み込み、生活・福祉的支援と就労・再就学支援とを行うべく担い手（専門職）を雇用することになった。

(2) YSWerの命名について

梶野（2017）は、都立学校における中途退学対策を行う人材に関して、SSWの知見を取り入れているものの、SSWerと命名せずYSWerにしたことについてふたつの理由を示した。ひとつは、高校段階での若者支援には学校から職業への移行を視野に入れた支援が欠かせず、学校教育（スクール）の枠組みを超えた学校外教育（社会教育）の視点が必要であるという点である。他方は、学校外での若者支援の在り方として、ユースワーク（YW）の視点を導入するという試みである。梶野はユースワークの体現者であるユースワーカー（YWer）を「若者の個人的及び社会的成長と彼らの社会的包摂を促す者」と定義する一方で、ソーシャルワーカー（SWer）を「若者を取り巻く生活、家庭等の様々な問題の解決と軽減を図る者」とし、その両方の機能を持つのがYSWerとした。この草案段階に筆者も参画した際、「スクール」ではなく「ユース」とすることに賛同した。「ユース」と明記することにより、若者の参加や自己決定に重きを置く支援を展開できるのではないかと考えたからである（これについては本項(6)「YSWerの職務パターン」の部分に後述する）。

ドイツにおいて制定されている「児童・青年援助法（1990年）」に同様の概念が存在することを、生田（2016, 2017）が子ども・若者支援専門職に関わる研究プロジェクト（「子ども・若者支

援専門職養成に関する総合的研究)において言及している。生田は、教育・福祉的課題に資する専門職の概念と構造の検討ならびにそれに基づく養成システムの構築を試みる中で、YSWを「広範な層を対象にしたユニバーサルな活動支援(YW)を基盤に、特別な必要を有する人への支援(YSW)、つまりユニバーサルを踏まえたターゲット・サービス」と捉えている。SW(SSW)⁶が、ミクロレベルにおいてはターゲット・サービス(ケースワーク)＝ひとりひとりを大切にする支援である点を踏まえれば、生涯学習課が創出した職名と生田が解説するYW/YSW⁷は、相当近い概念であるといえるだろう。

(3) 都立学校における学校の種類

東京都教育委員会が開設する都立学校の種類は以下の通りである。「生徒一人一人の能力や特性、興味・関心、進路希望等に応じて学ぶことができるよう」(東京都教育委員会ホームページより)高校改革を行ってきた結果、多様なタイプが展開されている。以下にその一部を示す(なお、この表では工業や農業、家庭科や福祉科といった専門高校や、中高一貫校などの校種については除外してある)。

表一 東京都教育委員会が設置する多様なタイプの学校

校種	数	特色
総合学科高校	10	多様な科目を開設して、普通教育と専門教育を総合的に行う
単位制高校	12	①個性や特性、進路希望に対応した特色型②進学重視型③専門高校型
科学技術高校	2	先端的な科学技術を学び、理工系や薬学系の大学への進学を目指す専門高校
産業高校	2	地域の産業界と連携し、生産(ものづくりの基礎)から流通(ビジネスに関わる企業活動の動き)・消費までの過程における関連性などを総合的に学習する専門高校
進学型商業高校 (ビジネスコミュニケーション科)	2	ビジネスに関して基礎的・基本的な知識・技能を修得し、将来国際社会で活躍できるスペシャリストを育成するために、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした専門高校
総合芸術高校	1	我が国の芸術文化を支えていく、高度な専門性と幅広い教養、豊かな感性を備えた人材を育成するために設置された、都立高校唯一の芸術学科単独の専門高校
昼夜間定時制高校 (単位制)	6	単位制で昼夜開講多部制の高校である。様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能
チャレンジスクール (定時制・総合学科)	5	小・中学校時代に不登校経験を持つ生徒や長期欠席等が原因で高校を中途退学した者等を主に受け入れる総合学科・三部制(午前部・午後部・夜間部)の高校で、他部履修により3年での卒業も可能
エンカレッジスクール	6	小・中学校で十分能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する学校として、社会生活を送る上で必要

	な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として、既設校の中から指定。基礎・基本を徹底するとともに体験学習を重視
--	--

東京都教育委員会ホームページをもとに筆者作成 ホームページ最終更新日：平成 30 年(2018)10 月 2 日

3. 自立支援チーム派遣事業の実際

(1) 自立支援チーム派遣事業のしくみと要請派遣型における「支援方針会議」

本事業は、2 パターンの形態を展開している。YW を活動のベースにおき、生徒の日常生活レベルでの直接支援を中心とした「継続派遣校型 (①)」と、学校からの要請に応じ、ケース毎に対応を図る「要請派遣校型 (②)」である。また、派遣要請の際、都立学校経営支援センターの自立支援担当統括学校経営支援主事がパイプ役となり、学校との連絡調整や学校経営上のバックアップを行う (表—2)。

①は、自立支援担当教員を核として、主に校内での相談・支援体制づくりに主眼を置く。②は校内で教員や養護教諭、スクールカウンセラー (以下 SC) 等が支援する中、より困難な事案となり要請に至るか、あるいは突発的に顕在化したもの、さらにはすでに関係機関が関与しているが、好転していないといったケースが中心である。

特に②においては、比較的早期に解決しなければならない、あるいは多くの関係機関の力を必要とすることから、生涯学習課内で月 2 回程度開催される「支援方針会議」により、ケース対応を多方面から検討する。SW、SSW、司法福祉の専門家 (大学教員等) や、都立学校経営支援センター (全 6 箇所) に配置した自立支援担当統括学校経営支援主事、YSW 主任、YA、ケース担当となる YSW、都教育相談センター心理職、生涯学習課主任指導主事・主任社会教育主事や地区担当の都職員等が一堂に会し合議する形を採用している。

担当 YSWer や主任 YSWer は、この会議での助言や意見のすり合わせを反映させた支援計画を作成し、学校サイドとの共有を図りながら、支援を実施する。

表—2 都立学校「自立支援チーム」派遣事業のしくみ

実施形態	実施方法
①継続派遣校	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校や中途退学問題等の課題を抱える都立高校 (34 校) を都教委が指定し、継続的に YSWer を派遣する (週 1~3 回、複数の場合あり) ・継続派遣校では、「自立支援担当教員」(校内体制の整備・YSWer との連携を図る担当者) を指名する。(時数軽減措置あり)
②要請派遣校	<ul style="list-style-type: none"> ・都立学校 (特別支援学校含む) からの要請に基づき、YSWer を派遣する (いわゆる「派遣型」) ※上記 34 校以外のすべての都立学校を対象とする
<ul style="list-style-type: none"> ・各都立学校経営支援センターに「自立支援担当統括学校経営支援主事」配置 ・①②それぞれに対する学校経営支援を行い、バックアップ体制を確立する 	

梶野 (2016、2018) 作成各種資料をもとに筆者作成

(2) YSWer の人数と属性

2019 年度現在の YSWer の人数は 51 名で、属性は①社会福祉士 (18 人) ②精神保健福祉士 (19

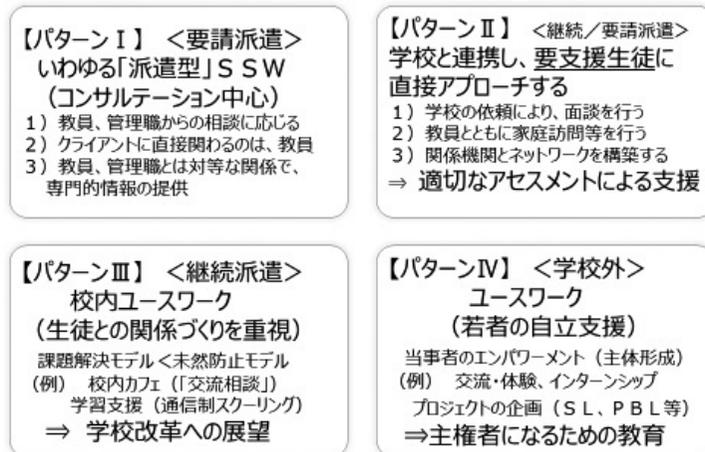
人) ③その他社会福祉に関する資格 (12人) ④教員免許 (14人) ⑤心理に関する資格 (6人) ⑥その他職務に関する技能の資格 (13人) となっている (複数回答)。③は保育士等⑤は臨床心理士、公認心理師等⑥については、キャリアコンサルティング技能士、産業カウンセラーのほか、社会教育主事任用資格等である。

(3) YSWer の職務パターン

YSWr の職務は、以下 (図一1) のようなパターンとなる。パターン I、II は、現在わが国で展開されている SSW とほぼ同じ方法であると考えてよい。要請派遣については、当初は概ね「パターン I」となるのではないかと想定していたが、実際には「パターン II」が多くなっている。これは、学校現場が対応に苦慮し、「見立て(アセスメント)」を必要としていることに加え、YSWer の専門的な直接支援を求めていることが推察される。

パターン III、IV では YW の概念をベースに生徒との関係づくりを重視している。若者支援の文脈において、「若者文化 (ユースカルチャー)」を理解し「若者の参加」や「若者の自己決定」を大切にすることは非常に重要である。YSWer は、生徒との対等性をベースに、上下・主従関係のない関係性を構築していく。また、生徒が持つ潜在的な力を信じてその内発性にリーチし、生徒 (若者) の主体形成をめざす手法をとっている。

ユースソーシャルワーカーの職務パターン



図一1 ユースソーシャルワーカーの職務パターン

梶野 (2016) 作成資料をもとに筆者作成

(4) YSWer の行う支援方法と、自立支援チーム派遣事業に関連する取り組み

YSWer が行う支援は、高校段階を捉えたアプローチ、つまり義務教育後、社会的・職業的な移行期間であることを考慮した方法を取る必要がある。具体的には①中学校からの接続②高校生活における支援 (生活・福祉的支援、不登校・中退未然防止支援) ③進路・就労支援④中途退学者

への支援（再就学・就労支援）となる。前項で示した「パターンⅣ」にもあるとおり、「若者の自立支援」を在学している高校段階から行うことによって、社会教育における「主権者形成」の土台とすることを目指している。さらに、生涯学習課の持つ知見やリソースを生かし、表一3に示す「ネットワーク」を形成している。特に、前述の④については、中退後概ね2年間はYSWerが伴走できるものとして、再チャレンジのしくみを具現化している（「学びのセーフティネット（学習支援・居場所づくり）事業」）。

表一3 自立支援チーム派遣事業に関連する取り組み

関係事業・連絡協議会名	内容
中途退学者等への「学び直し」支援事業（現「学びのセーフティネット（学習支援・居場所づくり）」事業	様々な事情により、中途退学を余儀なくされた生徒等が再び高校への「再入学」や「高卒資格取得」するために、若者支援機関（NPO）と連携し、学び直し（学習支援）の機会を提供する（都内3か所で実施）。＜主な事業内容＞・通信制レポートの作成支援・高卒認定試験・高校再受験支援・居場所・交流における関係性の構築・体験学習 等
自立支援担当教員連絡会（所管：指導部高等学校教育指導課）	自立支援担当教員の資質向上ならびに自立支援担当教員間の連携・情報共有を目的とした連絡会を年3回実施する。 ＜自立支援担当教員の役割＞ ・学級担任等の教員に対する指導・助言 ・不登校生徒など、個々の生徒の支援計画策定への助言 ・教育相談会議・ケース会議等の企画及び運営 等
都立高校生進路支援連絡協議会（所管：地域教育支援部生涯学習課）※東京労働局と連携	ハローワーク、職業能力開発センター、福祉事務所、児童相談所、子ども家庭支援センター、区市町村SSWr、児童養護施設等、医療機関、その他（民間・NPO等事業者）の各関係機関のネットワーク構築のための連絡協議会を設置
YSWer へのバックアップ体制	・YSWer への研修（月2～3回程度に加え、夏季と冬季に計10回程度の集中的な研修を実施）※2020年は中止 ・YSWer へのSV（専門的な助言の場を設定。月2～3回の頻度で実施。計4名のSVが担当）
その他	・YSWr 有志による手引きや一覧表の作成（例：「障害者手帳を使った就職の手引き」） ・「自立支援チーム派遣事業 活用の手引き」の発行 ・都教育相談センターとの連携（リスタートプレイス等） ・他事業への講師派遣（都教育相談センターの事業や教職員研修、市区町村事業等へYSWerを講師として派遣）

東京都教育ビジョン（第3次・一部改訂）をもとに筆者作成

(5) 支援の状況

2019年度にYSWerが支援した生徒数は、3,020人（継続派遣校39校／2,696人・要請派遣校・申請有41校／324人）で、そのうちの79.6%（2,403人）が、不登校状態の解消、中途退学の未然防止、進路決定等の一定の成果に結びつき、支援の終結に至った。

(6) 要請派遣校への対応の例

以下に要請派遣事例の概要を示す⁸⁾。取り上げたのはごく一部であるが、普通科・専門・中高一貫、あるいは全日制・定時制問わず、様々な学校種別に対応していることがわかる。生徒の状況（概要）、支援内容、結果については、ひとりひとりの状況に応じているため、当然ながら多岐にわたる幅広い支援となる。特に結果については、他校への転学、高校への再入学だけではなく、都職業能力開発センターへの入所、高卒認定資格の取得、就職、アルバイト就労など、様々な出口支援となっている（通学中については、適宜モニタリングし、適切な出口支援の段階へ進む）。たとえ中途退学という結果になったとしても、完全に退学してしまうと、学校からの支援要請が基本的には途絶えてしまうことになる。「若者の自立支援」には、在学中の転学支援と、やむなく中退する場合の事後の支援（再入学・高卒認定・就労等）の両方を見据えた、早めの対応が必要となることが、YSWerの支援の動向から読み取れる。

表—4 要請派遣校への対応事例（2018年当時） ※個人が特定されないよう一部改変

	学校区分	生徒の状況（概要）	支援内容	結果
1	専門高校（定）	女子、不登校・家庭環境（生活保護、DV被害）	進路支援・学習支援	高校中退→機能センター合格
2	専門高校（全）	男子、養育者病死・親子関係険悪、アルバイト中心	学習・再就学支援 生活支援	高校中退→高校への再入学
3	中高一貫校	女子、生活習慣の乱れ、親子関係険悪、不登校	親子関係調整生活・住宅支援（一人暮らし）	高校中退→高認合格
4	普通科高校（全）	女子、SNS絡みの人間関係、不登校	環境調整・転学支援	他の都立高校に転学
5	普通科高校（全）	女子、児童養護施設退所後一人暮らし、生活困窮、生活支援（社協との連携）	生活支援（社協との連携）アフターフォロー	生活安定→安定通学→就職決定
6	普通科高校（定）	男子、一度専門高校に入学も引きこもり、その結果中退、母子関係険悪	単身生活を想定した支援体制構築・環境調整	高校中退→再入学・就労（アルバイト）決定
7	専門高校（定）	男子、母子世帯、母が長期入院	単身生活を想定した支援体制構築・生活支援	通学中（支援継続中）
8	専門高校（全）	女子、性非行、希死念慮、家庭環境	病院・警察との連携	通学中（支援継続中）

第10期東京都生涯学習審議会 資料をもとに筆者作成

4. 考察

(1) 生徒指導体制の整備—予防的支援への転換

①生徒ひとりひとりの背景にある課題の把握と援助希求のキャッチアップ

YSWer への支援要請については継続派遣、要請派遣ともに、「不登校」「単位未取得」「進路相談」が圧倒的多数であるが、その背景には、生徒だけでなく保護者も含めて、それぞれに抱える課題—いじめ、ハラスメント、児童虐待、DV、ひきこもり、非行、親の離婚や不就労や失職、ひとり親、ステップファミリー、ダブル・トリプルワーク、ブラックバイト、ダブルケア、ヤングケアラー、メンタルヘルス、障害（疑い）・生活困窮（貧困）住居問題、被災体験、死別体験、多文化共生、ジェンダーバイアス、LGBTQ—、といった様々な事案、場合によっては生存にも関わる生活課題や社会的な問題が複雑に絡み合っている。無国籍といった、人権問題にも直結する課題が就職する段階で発覚する、ということも決して珍しくはない。学校外で起こっていることは教員には見えにくく、青年期の心性も相まって、援助希求が表出されることもなく、キャッチアップの機会を逸してしまっていたと推察される事例が、支援会議の席上で多く確認された。学校側が生徒の事情を把握できないまま生徒指導上の課題が噴出し、YSWer が支援に入ってようやく全貌が明らかになるということも、特に要請派遣のしくみにおいては多々報告された。

一方、前項で提示した1~8の事例はいずれも、学校側が生徒の様子や生活環境等の背景を捉え、中途退学や転学をする前にYSWer の派遣要請を行っている。日頃から校内の生徒指導（教育相談・生活指導）体制を整えており、外部関係機関とのケース会議の開催をいとわないなどの共通点が見受けられた。

例えば表—4・対応事例4のケースでは、長期欠席（不登校）となった生徒について、校内での情報共有、管理職への報告相談を経て、学校経営支援センターへの相談につながりYSWer が派遣された。YSWer は学校以外の面談場所を設定し、生徒や保護者が安心して支援を受けられるようなしくみを整えながら、学校と当該生徒・保護者との間と、生徒と保護者との間の関係調整、生徒の再登校を可能にする学校の受け入れ体制の整備を行った。生徒が学校に復帰した後も、当該生徒や関係する生徒への対応について教員へ助言したり、必要に応じて当該生徒へのサポートを行うなどの支援を実施した。本事例は、SNS を介した生徒間トラブルであり、従来の対応であれば、生活指導（特別指導）による生徒へのアプローチが主となるところであったが、学校外でのYSWer の支援により、当該生徒と保護者の間にも課題があることがわかり、家庭環境・親子関係調整を図ることができた。YSWer は学校の内外をつなぎ、最終的には学校が主となって対応できるような形に戻したが、その間、生徒の背景理解（アセスメント）に基づき、生徒の本当の願い（ニーズ）を聞き取り、その援助希求をキャッチアップし関係するメンバーで共有することを心がけていた。学校側でも情報の収集と整理、校内での共有、外部機関との開かれた連携（対話と検討）を行うことで、支援体制が整っていった。

②入学時における細やかな関わり

保坂（2019）は、2000年代に入り、通信制においても制度改革が進んだこと（三修制や広域制の導入や、通学型を併設する等）、さらに「学び直し」の機能を有する学校⁹⁾が、長期欠席（不登校）生徒のさらなる受け皿となっていることを指摘している。本稿2（3）でも示した通り、都立学校も同様である。筆者もSVを実施する中で、多くのYSWer が、中学時代に不登校だった生

徒から「高校入学を機に新たな気持ちでやり直したいと思った」という気持ちを聞き取っていることを確認している。

入学後、SCによる全員面談により生徒ひとりひとりの状況を把握し、その結果を教育相談の部会で共有、養護教諭とも連携を図るなど、早期からの生徒対応を実施している学校もあれば、高校1年時に生徒の半数近くが中途退学する学校では、個々の背景理解をする間もなく、いわゆる「去る者追わず」のような状態となっていることもある。学校の種類、学校文化、学級・学校経営の状況によって学校間に差異が見られるのは致し方ないとしても、入学時に細やかな関わりを持つことで、必要なときにすぐ支援体制を整えることができ、課題が長期化せず好転していく可能性がある。

以上、①②はどちらも、問題が起こってからの事後介入ではなく、学校内における日頃からの体制整備や、入学時（早期）からの対応といった、いわば「予防的支援への転換」が図られているものである。YSWerの支援が効果を発揮するには、YSWer側だけが対応するのではなく、学校側の体制や取り組みがベースにあってこそ、その相互作用により、相乗効果が生まれてくると考えられる。

(2) 学校の主体化の促進—生徒を「包摂する」しくみの構築

それでは、前述(1)の状況にない学校の場合はどうか。おそらく大多数の学校現場で、新教育課程（学習指導要領）の遂行、本事業を含めた多々の施策の実施、情報化社会の進捗により、疲弊と多忙化はなかなか改善されない状況にあるものと推察される。また今般のコロナ禍により、教員の働き方改革もトーンダウンを余儀なくされている。そうした影響もあり、YSWerが支援に入る際、学校からは即時・即効的な解決を求められることが多い。

また高校段階では、単位が取得できなければ生徒は学校生活を続けられなくなるために、親や学校から（場合によっては行政機関等からも）強いられる形で自身の進路を決めなければならない、ということも起こりうる。結果、生徒が自己決定・自己形成していくための時間的ゆとりが担保されないまま、中途退学に至ることになる。中途退学は、学校教育のルールと時間的なりミットの中で不本意な形で進行していくのである。

学校側が、いわば「直線的な」支援を求めること背景には、「専門家に任せる（そのために専門家がいる）」という暗黙の了解があり、実際、「学校にできることは全てやりつくした。それ以上のことは外部の専門家（心理や福祉）に任せたい」と明言する管理職も存在する。いわゆる「丸投げ」の状態である。

しかし、YSWerは、SWとYWの理念、両方を体現する専門職として、教員と生徒間の関係を基本軸として、生徒の自立的な成長や発達を促すスタンスを取るものと考えている。YSWerは側面的・後方的に関わりながら学校にホールドされた存在である生徒の支援を展開していく。支援はあくまで学校という公共性に根差した機関の中で主体的に行われているものと筆者は認識している。それによって、YSWerは教員と生徒（保護者を含む）に対して、中立的な立場での支援が展開できる。YSWerがすべてを引き取って支援の主体となるわけではないのである。

学校側は生徒に対する責任を有し、かつ学校（教育）というしくみにしっかり生徒を包摂することが重要だとする理由がもうひとつある。YSWerが支援する生徒たちは、学校だけでなく、家庭や地域において困難を抱えており、家族関係や友人関係が希薄であったり険悪であったりする。

所属や帰属の意識を持たぬ（持てぬ）まま漂流している生徒たちには、安心・安全な場で育まれる経験（ホールドされる感覚）が必要なのではないかと考える。学校が生徒を認め、包摂することで、生徒は安心して自身の進路や自立について、客観的に考えることが可能になる。表4対応事例5～7はまさに、家庭環境に困難を抱え、頼る場所もない中で、学校がホールドし、ハブ的な役割を果たしたからこそできた支援であったと評価できる。

学校が主体化し生徒を「包摂する」しくみの構築することは、YSWを進めていくにあたって重要な要素であり、YSWerは学校の主体化を促進する役割を担うものと考えられる。

5. おわりに—ユースソーシャルワークの可能性

筆者が東京都の自立支援チーム派遣事業に関与するようになって約5年が経過した。YSWerが扱うケース（人数）は初年度に2000人を超え、2019年度までの4年間では年間3000人前後で推移している。SSWが公教育に導入され、義務教育段階での活用が進む中で、高校生から若者（特に高校卒業後の数年間）への支援というのは、「制度の谷間」であり、支援の空白地帯でもあった。関わる側（保護者、教員、支援者等）の対応によっては、必要以上に大人の役目を背負わされ、ケアされることなく社会に放り出されてしまう生徒が、中途退学と言う選択に埋もれてしまうことに、胸を痛めていた高校教職員、子ども家庭福祉の関係者などがこれまでも多々いたはずである。今回紹介した自立支援チーム派遣事業において展開するYSWには、福祉と就労の両面をカバーするための多彩なスキルと、重層的で効果的なしくみを構築するというミッションとともに、課題も山積している。しかし、YSWには、本事業を超えたところで、これまでの学校教育（学校文化）を越境し、学校教育と社会教育とを結び直していく可能性があると考えられる。それには、2020年初頭から猛威を振るいつづけているCOVID-19の影響や、今後訪れるであろう社会情勢の変化に応答する支援を続けながら、YSWの理論構築を目指す必要があるだろう。

【註】

- 1) 青少年・若者という用語は年齢区分と社会認知的カテゴリーの両方にかかわるので、明確な定義が困難である（柴野2009）。「子ども・若者育成支援法」に基づく年次報告書である「子ども・若者白書」では、15～34歳の年齢区分を使用しているが、法律上規定されたものは存在しない。本稿では主に、制度的区分である「高校生」については「生徒」とするが、支援ケースの中には成人（30歳超）も含まれ、学校教育を超えての事業（学びのセーフティネット、支援全般については「若者支援」としている。
- 2) 文部科学省が2008年より発行している「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」のこと。2010年からは毎年発刊されている。報告される問題の種別に着目すると2010～2011年が①不登校 ②いじめ ③暴力 ④児童虐待 ⑤友人関係の問題 ⑥非行・不良行為 ⑦家庭環境の問題 ⑧教職員との関係の問題 ⑨心身の健康・保健に関する問題 ⑩発達障害等に関する問題 ⑪その他、で、2012年には「いじめ」がいったん除外された。2013～2017年は①貧困対策（家庭環境の問題、福祉機関との連携等） ②いじめ ③不登校 ④児童虐待 ⑤暴力行為 ⑥その他（発達障害等に関する問題、心身の健康・保健に関する問題等）、と貧困対策は筆頭になり、2017年、児童虐待に「未然防止、早期対応、関係機関との連携等」の文言が加えられ「非行・不良行為」が再掲された。2018年には「性的な被害」「ヤングケアラー」が加えられ、現在はこれら9項目となっている。
- 3) 「スクールソーシャルワーカー活用事業に関するQ&A」(文部科学省 2021年1月) <https://www.mext.go.jp/>

go.jp/content/20210104-mxt_jidou02-000008592.pdf（最終アクセス日：2021年2月1日）

- 4) 「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック 福祉の視点を踏まえた児童生徒支援の方策」(埼玉県教育委員会教育局生徒指導課 2020年3月) p10参照のこと。
- 5) モデル校15校のうち、4校がSSWrの活用を明記、他5校も、自立・就労支援や学び直し、アセスメント方法の開発などを掲げる。
- 6) ちなみにSSWは、福祉的な視点から子ども（児童生徒）の学校生活および教師や学校組織の教育活動を支援し、家庭との連携や地域資源の活用を図っていく専門的な技術である。学校を基盤としてソーシャルワーク（SW）を展開（ケースの発見・相談受理・アセスメント・プランニング・実行・評価・モニタリング）し、子どもや保護者、教師たち（対象者・当事者）の置かれた環境面（マイクロ・メゾ・マクロ）や相互作用に着目し、自らの力で解決できるようサポートしていく（これをエンパワメントという）。
- 7) 生田によるとYWは青少年育成支援という。YWは、主に家庭・学校・職業生活以外の場面において、子ども・若者（以下若者）の思い・関心・願いに寄り添いつつ、若者の主体的・自主的な行動を促し、そして共に関わり企画し決定すること（共同決定・共同形成）を促す機会の提供や場づくりなどを行う。それにより若者が自己決定し、場や集団・社会における役割と責任を担い、参画するよう発達を支援することを目的とする。YSWは青少年福祉的支援といい、社会的不利益、あるいは個人的困難のため課題に直面し、家庭、学校、職場に居場所がない若者に対しては、若者自身の自己のアイデンティティの拠り所となる場や人との関わりの機会の提供や社会的な関係性の構築など、自立に向けた支援を行う。その支援により、社会的・職業的移行を促し、社会的統合（社会の一構成員としての関与とともに、相互理解・交流の促進による）。
- 8) 継続派遣校における事例については、末富芳編著（2017）「子どもの貧困対策と教育支援—より良い政策・連携・協働のために」第12章「ユースソーシャルワーカーによる高校生支援」の「3継続派遣校の取組み」p295～300に詳しい。また、校内ユースワークについては拙書（鈴木庸裕編著（2018）「学校福祉とは何か」土屋佳子「補論1 青年期の課題と学校福祉——ユースソーシャルワークの今後」p199～207 ミネルヴァ書房）を参照のこと。
- 9) 保坂は、千葉県における「地域連携アクティブスクール」や大阪府における「エンパワメントスクール」を例示している。

【引用文献】

- ・生田周二（2017）「子ども・若者支援専門職に関わる本研修プロジェクトの経緯と到達点—子ども・若者支援の領域と「社会教育的支援」奈良教育大学 次世代教員養成センター研究紀要
- ・末富芳編著（2017）「子どもの貧困対策と教育支援—より良い政策・連携・協働のために」明石書店
- ・武田信子編著（2019）「教育相談」土屋佳子「教員とスクールソーシャルワーク」学文社
- ・保坂亨（2019）「学校を長期欠席する子どもたち 不登校・ネグレクトから学校教育と児童福祉の連携を考える」明石書店

【参考文献】

- ・生田周二・大串隆吉・吉岡真佐樹（2011）「青少年育成・援助と教育—ドイツ社会教育の歴史、活動、専門性に学ぶ」有信堂
- ・生田周二（2016）「子ども・若者支援専門職養成の構想試論—ユースワークを中心に—」奈良教育大学次世代教員養成研究紀要
- ・稲垣恭子編著（2012）「教育における包摂と排除 もうひとつの若者論」明石書店
- ・岡部茜（2019）「若者支援とソーシャルワーク 若者の依存と権利」法律文化社
- ・梶野光信・土屋佳子（2016）「都立学校『自立支援チーム』派遣事業—施策化の経緯と展開」日本学校ソーシャルワーク学会口頭発表資料（2016年8月28日：法政大学多摩キャンパス）

- ・梶野光信 (2016)「都立学校『自立支援チーム』派遣事業の取り組みについて」日本学校ソーシャルワーク学会関東甲信越ブロック研修会資料 (2016年12月4日:電気通信大学)
- ・梶野光信 (2018)「都立高校における不登校・中途退学の未然防止に向けた取り組み」JILPT 労働政策フォーラム 発表資料
- ・熊上崇 (2020)「ケースで学ぶ司法犯罪心理学 発達・福祉・コミュニティの視点から」明石書店
- ・埼玉県教育委員会 (2020)「スクールソーシャルワーカー活用ハンドブック 福祉の視点を踏まえた児童生徒支援の方策」
- ・鈴木庸裕編著 (2018)「学校福祉とは何か」ミネルヴァ書房
- ・総務省行政評価局 (2020)「学校における専門スタッフ等の活用に関する調査結果報告書」
- ・田中治彦・萩原健次郎編著 (2012)「若者の居場所と参加 ユースワークが気づく新たな社会」東洋館出版社
- ・土屋佳子 (2017)「子どもと創る社会文化—教育・福祉・ジェンダー— スクールソーシャルワーカーから見た学校・教師・子ども」社会文化学会第20回全国大会サブシンポジウム発表原稿
- ・東京都教育委員会 (2013)「都立高校中途退学者等追跡調査 報告書」
- ・東京都教育委員会 (2016)「不登校・中途退学対策検討委員会 報告書」
- ・東京都教育委員会 (2018)「とうきょうの地域教育～豊かな出会いと学びを～No. 134 都立学校『自立支援チーム』派遣事業の更なる活用に向けて」
- ・松田恵示・大澤克美・加瀬進編 (2016)「教育支援とチームアプローチ 社会と協働する学校と子ども支援」書肆クララルテ
- ・宮本みち子編 (2015)「すべての若者が生きられる未来を—家族・教育・仕事からの排除に抗して—」岩波書店
- ・文部科学省「スクールソーシャルワーカー実践活動事例集」(2008～2020)
- ・文部科学省 (2021)「スクールソーシャルワーカー活用事業に関する Q&A」